

定められている年齢を過ぎた場合

定められている年齢を過ぎた場合、予診票は使用できなくなり、任意予防接種となります。任意予防接種は健康保険が適用されず、全額実費負担となります。また予防接種による健康被害（副反応）が生じた場合、国の健康被害の対象外となります。この場合、当該者（保護者）が下記に申請し、請求する必要があります。

申請先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構「救済制度相談窓口」
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL：0120-149-931（フリーダイヤル） URL：<http://www.pmda.go.jp>